

令和元年 第8回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年8月9日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年8月9日 午前10時30分
  - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
  - 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 渕 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男  
13番委員 本 多 通 治      14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章  
16番委員 田 村 隆 司      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江
  - 4 欠席委員 1名  
19番委員 高 橋 久 美 子
  - 5 議事録署名委員  
9番委員 星 野 榮 一      10番委員 阿 部 均 司
  - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴木 伸 史      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之
  - 7 会議に附した事件  
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第36号 農地に該当しないことの証明願について
- 協議事項・報告事項  
(1)制限除外の農地等異動通知書について
- その他
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に9番星野榮一委員・10番阿部均司委員を指名し議事に入る。  
            議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開き下さい。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願ひします。

議長

ただいま事務局のほうから説明がありました。これについては、○ですけれども、本来でしたら、私の担当区域なんです、過日、隣の担当地区の本多委員と合同で現地の調査をさせていただきましたので、本多委員さんより調査結果の説明をお願いいたします。

12番委員

12番の本多ですけれども、よろしくお願ひいたします。

なお、若干説明があったと思うんですけれども、代理で私のほうで現地確認をさせていただきました。8月3日に現地調査を行いました。町道からおおよそ100mぐらい中に入った場所でございます。近隣の土地も○さんが所有していることとありますので、特に問題があることはないかなというふうに思いました。申請者の○さんも高齢になってきているというようなことで、これ以上耕作は難しいというようなことで、○さんのほうに譲り渡したいというようなことでございます。

○さんは自作地等で7反5畝ぐらい農地を所有しているようでございます。譲り渡す面積が1反3畝ぐらいというようなことでございますが、今現在、タラノメだとかミョウガだとか、それからキウイフルーツとかが栽培されている土地ですので、それを生かした形で、今後耕作をしていきたいというような意向でございますので、特に問題はないのかなというふうに思いますので、そのあたりをよく協議いただければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、本多委員のほうから現地調査の結果について説明をいただいたわけですが、この件に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

特になければ、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

それでは、申請どおり許可することに決定をいたします。

議長

続きまして、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、3ページをお開きください。

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号1番、〇、太陽光発電装置の設置に関する申請ですが、これ  
につきまして現地を調査していただいた廣田委員さんより調査結果の報告をお  
願います。

5番委員

5番、〇の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地を含めた太陽光増設の件ですが、場所的には〇郵便局より旧17号線  
西へおよそ500m進んだのり面の北上、不耕作の畑になります。8月3日に  
現地を見てきました。現地は不耕作の畑になっていて、北は遮光地で山林、け  
もの道の跡も見られました。南は道路で、東は不耕作の畑、西は同じ設置会社  
〇〇の太陽光でした。調査事項として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実  
性ですが、申請書、設計図、見積書、残高証明書の確認ができ、6日、設置会  
社〇〇に確認し、認可後着工したいということでした。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は909㎡であり、周辺の利用状況から  
も適当と思われます。周辺農地の営農条件支障の有無や転用することによって  
生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地は不耕作の畑で  
あり、連続する範囲の農地で支障は発生する見込みはないと思われます。また、  
想定される被害等もないと思われます。

その他なんですが、今回の申請面積以外の現在、西側太陽光のところですが、  
賃貸契約済みで、申請地とつなげて、レイアウト上太陽光増設拡張の設計とな  
っています。現状、管理状態はフェンスに囲まれています。ほかの不耕作の畑  
と比較しますと、けもの発生確率は少し推測されます。ほか、想定される懸  
案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま廣田委員さんより調査結果の報告をいただいたわけですが、この件  
について質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

（「なし」の声）

特にないようですので、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

そうすれば、申請のとおり許可をすることに決定をいたしました。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さん、アウトドア施設につきまして、担当  
の吉野委員さんより報告をお願いいたします。

8番委員

8番、吉野です。

8月1日に見にいってまいりました。場所は、○線の利根川寄りにちょっと入ったところで、○○さんの経営している○○○という会社のすぐ上ですね。事務所のすぐ上になります。譲渡人の○○さんは、以前はすぐ隣で道路のそばなんです、そこで○○○を経営しておりましたが、数年前にやめられて、今は無職ということです。○○さんは現在は会社とか○○○、そしてまた○○○と、事業を多様にやっておられる方でございます。

現地なんです、既に説明にもありましたとおり、余り大きくないんですが、更衣室が5棟建っております。おととい私が行ったときにはお客さんが全部入って着がえをしておりました。現状としてはいたし方ないのかなというふうに思っております。また、周辺の農地に与える等もございませんし、転用することによって生ずる問題もないと思われま。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま吉野委員さんより説明いただいたわけですが、この件に関するご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にならなければ、申請とおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可することに決定させていただきます。

続きまして、3番、○○の○○○さんの住宅に係る件ですが、これにつきましては、地元の担当であります14番の原澤委員さんに調査をお願いいたしておりますので、調査結果の報告をお願いします。

14番委員

14番、原澤です。

8月3日に現地調査と本人とその子どものほうの確認をさせていただきました。今まで○○に住んでいたけれども、今度は家に帰ってきて後継者で家に入るということで、新築の家を建てて、その前に駐車場にしたいということで申請書が出ていました。それで、行ったところ、みなかみ町も4人今度は人口がふえたということで喜ばしいことなので、行って現地を見たところ、全てみんな問題がないので、皆さんの審議の様子で許可していただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま原澤委員のほうから報告をいただいたわけですが、この事案は既に昨年の農振除外で現地の確認をと思うんですが、これに関しましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、許可することに決定したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。では本件に関しましては、許可相当と決定をさせていただきます。

続きまして、4番、○○の○○○さんの件ですが、これにつきましては、担当であります15番の原澤委員さんより調査結果の報告をお願いします。

15番委員

15番、原澤です。

8月6日に現地へ行ってきました。場所は、○地区から○に行く道の○地区地から先のカーブのところにあるんですけども、この場所は昨年からの委員の方はご存じだと思うんですけども、農振除外という申請がออกมาして、その時点で屋根がかかっている、そのとき始末書をもったという話がございます。○○さんというのは○○のお父さんで、親子間で結ぶという形なんですけど、現地を見ても、昨年と同じで、屋根しか使っていないんですけども、また今回も始末書を出しているということなので、よくよく聞いたら、もともとは急な斜面だったところで、そこに石を積んで、開墾したということで、それ以前は何もつくれる場所だったということでありました。近隣の除外農地を見ましたが、もともと下の農地と随分囲みが多いですけども、右側の上が建物があるので、随分落差があって、もともと高さが違うような土地みたいですが、特別問題はないのかと。下の土地も今みたいな、草は生えていないんですけども、特別何もつくっていないような土地でございました。本来からいえば、申請を出す前に建物を建てたのは余りよろしくはないんですけども、もともと農地といっても斜面で何もできていなかった土地だったので、いたし方ないのかなというところなんです。そういうことで話を聞いてきました。

以上ですが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

今、15番、原澤委員さんよりご報告をいただいたんですが、これについては、昨年の農振除外のときに、引き続きで現地をご存じかと思うんですが、

もともとが急な傾斜地で、余り農地としては利用価値が少なかったような場所だということでございます。

この案件に関しまして質問、意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、許可相当と決定させていただきます。

続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。

事務局、お願いします。

事務局

6ページをお開き下さい。

議案第35号農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法第5条の規定により許可後の計画変更申請書の提出があったので、意見書を付して県知事に進達しなければならないので意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願い致します。

議長

今、事務局のほうから説明いただいたわけですが、これについては、当初申請した申請人から新たに変更して、提出でございます。これについて現地のほう

を1番の榊委員さんより調査した結果について、報告をお願いします。

1番委員

1番、榊武重です。

今説明がございましたように、これは場所的には〇橋から〇〇の方向に向かって〇〇〇さんであります。その後ろのわきを抜けたところです。

それから、これは先ほど説明いただきましたように、平成6年のときに農業委員会でも認可を付与されたものでございまして、そちらを尊重する形で俺的にはそれを調査をしませんでした。現地確認だけはいたしました。当事者のほうにお問い合わせとかそういうことはいたしておりません。これは既に農業委員会ではちょっと離れたといったら語弊があるかもしれませんが、そういう案件であると考えて、当事者のほうには説明を求めませんでした。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今の報告をいただいて、現地のほうの確認を。この件については既に平成6年に案件については許可申請が済んでいる案件でございますので、今回県知事宛ての申請書を出す形で農業委員会に提出ということでございますので、申請通りに意見書を付して知事に進達をしたいと思っております。

そのように決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように意見書を付して県知事に進達させていただきます。

続きまして、議案第36号農地に該当しないことの証明願について。

事務局

そうしましたら、8ページをごらんください。

議案第36号農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長

事務局より説明がありました。

この3件出ているわけですが、いずれも隣接している土地でございますので、担当の1番、榊委員に一括で調査報告をお願いしたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

1番委員

1番、榊です。

今、写真で見ていただいたように、もう山林化しておいて、農地利用最適化推進委員の方も、3年間は判定の中でのB判定という訳でございまして、それを尊重して、皆様におわかりいただき、判定をいただければと思っております。

共同桑園でやってから、その後はもう農地に復元とかそれから耕作、ほかのもので何かをつくったという形跡がない場所でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

調査によるともともと桑園で、俗に言う桑林みたいなかんたいの現地でございます。これについてですけれども、何か質問、ご意見等ございましたら願いいいたします。

1 番委員

すみません、ちょっと申し忘れましてけれども、この後、ここのところは結局は農振に入っておられますので、皆さんにその点に関してはご審議いただくようなことになるのではないかなと、事務局、どんなふうに考えておるか、説明いただければありがたいんですが、この辺の除外の審査、その辺のところをご説明いただければ。

議 長

事務局にそのことに対しまして説明をお願いいたします。

事務局

先だって、先ほどの農振にこの3筆、農振に入っている状況です。ですので、県の農業事務所の担当の係長とともに、現地を一緒に立ち会っていただきました。結局のところ、農業委員会で証明を出すのは農業委員会の裁量だということになります。農振にかぶっているような状況でございますので、証明書を出した後、町としてこれを除外するのか否かというのを審議しなくてはならないということです。ですので、事前にちょっと県の担当の方にも見ていただいたほうがいいかなということで、先だって、現地を見ていただきました。写真に、先ほどあったような状況で、山林原野化しているのは明らかというような状況は確認したということでございます。

ただし、隣接、それ以外の農地に実際に農振に入っている状況でございます。農振計画そのものというのは、要は網をかぶせることによって、そこのエリアというのは農地として保全して守っていきましようというようなことが大前提ということでございます。だから、これを、じゃ、無条件でもう外す、農地じゃないという証明を出した後これを残していく意味があるのかどうかというのを、この後、また時期を見てご審議いただくことになると思います。

場合によっては、周りが優良農地があって、これが外すことによってその農地が影響を受けるようなことがもしあるならば、これを無理に外さないという選択肢もあるということでございます。証明を出したから外す、必ず外すということではございません。ですので、そこら辺はまた現場もまた機会があればちょっと実際目で見えていただいて、これはもうしようがないと、周りも結構荒廃しているような状況と見て受けとめられるのならば、外しても仕方がないのではないかとこの選択肢となったならば外すということでございます。

そういったところで、改めて農振除外の時期にまた現地調査等でお世話になればというふうに考えております。ですので、またしかるべき現地調査等踏まえまして、皆さんにご判断いただくということでございます。

以上です。

議 長

ただいま事務局のほうから説明があったわけでございますが、これについて、今回の農地に該当しないことの証明願と農業振興地域の網のかぶっている、これについては別ものでございますので、改めて農業振興地域から除外するに当たっては、農業振興地域の除外の手続が必要だということでございます。その辺をお含みいただいた上でですけれども、この申請に対する証明願について、



決定をさせていただきたいと思うんですが、そういった農振除外の設定について必要であると申請者に申し添えていただいた上で、証明願を交付するというところでよろしゅうございますか。

また、しっかり説明しておかないと、外れたからというので、いきなり何か始めちゃって違反だということ、違反行為が発生するということも考えられますので、農業振興地域を除外した上でないと、何か工作物をつくったりということはできませんよということをよく説明をした上で証明願を交付することで、証明を交付するというところで手続をとっていきたいと思うんですが、そういったことで証明願を承認をするということでもよろしゅうございますか。

2 番委員 証明願を出すということですが、町としてはどういう地目として証明を出すんですか。

1 番委員 非農地だな。

2 番委員 何かいろいろあります。

1 番委員 まあその辺があると思いますけれども。

2 番委員 だから、1つは、網がかぶっているやつをまず除いた後に当然、それを出すと。いわゆる網のかぶっているものを除かないうちに出すというのはおかしいという話になると思います。

1 番委員 そういことですね。

2 番委員 それと、非農用地というのは田畑以外全部非農用地ですから、何の地目を出すのか。当然それは将来、登記のほうにも設定地目を変えてくると思うんですね。

1 番委員 ちょっといいですか。会長が今含みのあることを言っちゃったんですが、だから、そこで引っかけたんだと思うんだけど、結局山林とか非農地に判定してもらおうと次のことが出てくるわけで、考えられるんじゃないか。農地から外れたからもう何をつくってもいい話になってくる。だから、そこを含みを持たせて、農振の審議をして、それを外してから構築物を考えてくれと。

2 番委員 だから、そうなると、農振をまず除外させてから現況証明を出すものならわかるんですよ。それを現況証明が先に出てくるのではおかしな話になるんじゃないんですかという。

1 番委員 どうしますか。

事務局 まず、この証明願というの本質的なところといいますと、これは何がもとになっているかと農地法ということです。農地法に基づいてこの証明を農業委員会が現地を確認して、農地か否かというところを証明するということですね。いわゆる現況証明というようなベースでございまして、それは何かといいます

と、今回案件であったような、いわゆる転用許可を経てそれが実行された農地、いわゆる許可済みの農地に対して現況を証明するというものがあります。それに対しては農地に該当しないという証明を出していますが、いわゆる手順を踏んでいったものに対しても現況証明であって、これは国が示した資料もあるんですが、耕作されなかった、要するに意図的じゃない、要するに、耕作放棄地、要するに手を加えずにもう何年もたって山林原野化したというもの、これが実際何か工作物があれば、これは違反ということで、そういった指導をするわけなんですが、これは利用者の手を加えなかった状態で山林原野化したものに対して証明してくださいという部分になりますので、これが先ほど星野委員が言われました除外してからやるんじゃないのかということですが、普通の転用の手順でいえば、除外して転用または証明ということではないということでした。除外というものが法律がまた別でございまして、農振法という法律に基づいて網をかけたり外したりということがございます。ですので、そこら辺が手順が逆になってしまうのがちょっと違和感があるというようなことですが、これに関していえば、先ほど言ったように、この証明を出したから必ず外すということでもございません。要するに場合によっては農振を外したまま、結果的にこれが農地以外の、例えば仮に山林だとか原野というような地目になったとしても、農振にかぶせておくという選択肢というのは、この後もあるということでございます。

ですので、手順とすると、今ある現状を農業委員会が判断して、農地があるのが否かという証明がこの証明という意味の意味合いです。ですので、現地に、何度も言うようですが、工作物があると、そういった違反転用というようなこととございますと手順が違ってきますので、そこら辺は混同しないようお願いしたいと思います。

あくまで地目、これが非農地だという状況で、何になるかというのは農業委員会の示しておりません。ですので、法務局がこの証明を関係者が地目変更届の届け出た中で法務局が登記管がどう判断するか、山林にするのか雑種地にするのか、それ以外にするのかというのは農業委員会としては特に提示しておりません。そこが農地であるか否かという部分のみ証明するということとございます。そういったところをご理解いただければと思います。

議 長

皆さんも大体納得いただけましたですか。ということで、農地でない証明と振興地域の指定除外については別案件で処理をするということですね。

では、議案第36号については証明願どおり証明を発行させていただきます。続きまして、協議・報告事項に移ります。

1番の制限除外の農地等異動通知書について。

事務局

それでは、10ページをごらんください。

協議事項・報告事項1。

農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上でございます。

なお、次を見ていただきますと、これが予定している計画の平面図でございます。内容は以上でございます。

議 長

その他、協議・報告事項は事務局から何かありますか。  
なければ、その他は何かありますか。  
(「なし」の声)  
特にはないですか。  
そうすれば、以上をもちまして議事、協議事項、全部終了させていただきました。  
ありがとうございました。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午前 11 時 30 分〕